

新潟県企業局管理規程第4号

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年5月16日

新潟県企業管理者 樺澤 尚

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程

新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局財務規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加え、次の表の改正前の欄中条、項及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項及び号の細目（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項及び号の細目（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項、号及び号の細目の表示並びに追加号並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の細目の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(直接領収した現金の取扱い)</p> <p>第24条 企業出納員及び現金取扱員(以下この節及び第7節において「企業出納員等」という。)は、収入金を直接現金(現金に代えて納付される証券を含む。以下同じ。)で領収したときは、当該納人に現金領収書を交付し、速やかに当該現金を現金払込書により出納店に払い込まなければならない。ただし、領収した現金(現金に代えて納付される証券を除く。)が少額である場合には、1万円に達するまでの金額を取りまとめて、当該現金を領収した日の属する月の末日までに払い込むことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(概算払)</p> <p>第51条 令第21条の6第1号から第4号までに掲げる経費のほか、次に掲げる経費については、概算払をすることができる。</p> <p>(1) 地方公務員災害補償法第49条に規定する負担金</p> <p>(2) 損害賠償金</p> <p>(3) 試験研究の受託者に支払う委託料</p> <p>(4) <u>外国送金手数料</u></p>	<p style="text-align: center;">(支出命令者等の印影の届出)</p> <p>第6条の2 <u>支出命令者及び当該支出命令者を直接補佐する職にある者は、支出を命令する書類に押印する印鑑の印影を、あらかじめ、企業出納員に届け出なければならない。</u></p> <p>2 <u>企業出納員は、前項の届出のあつた印鑑を押印した書類による支出命令によらなければ支払をしてはならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(直接領収した現金の取扱い)</p> <p>第24条 企業出納員及び現金取扱員(以下この節及び第7節において「企業出納員等」という。)は、収入金を直接現金(現金に代えて納付される証券を含む。以下同じ。)で領収したときは、当該納人に現金領収書を交付し、速やかに当該現金を現金払込書により出納店に払い込まなければならない。ただし、領収した現金(現金に代えて納付される証券を除く。)が少額である場合には、1万円に達するまでの金額を取りまとめて、当該現金を<u>最初に領収した日の翌日から起算して7日を経過する日までに払い込むことができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(概算払)</p> <p>第51条 令第21条の6第1号から第4号までに掲げる経費のほか、次に掲げる経費については、概算払をすることができる。</p> <p>(1) 地方公務員災害補償法第49条に規定する負担金</p> <p>(2) 損害賠償金</p> <p>(3) 試験研究の受託者に支払う委託料</p>

(長期継続契約を締結することができる契約)

第132条の2 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年新潟県条例第40号)第1条に規定する企業管理規程で定める契約は、次に掲げる契約とする。

(1) 次に掲げる物品の借上げに係る契約

ア～ウ (略)

エ 警備用機械

オ (略)

カ (略)

キ (略)

ク ソフトウェアライセンスの使用許諾

ケ (略)

コ (略)

サ (略)

シ (略)

ス 車両

セ 貸金庫

ソ 寝具

(2) 次に掲げる役務(年間を通じて当該役務の提供を受ける必要があるものに限る。)の提供に係る契約

ア～ウ (略)

エ 人材派遣業務

オ 第1号(キを除く。)の物品の借上げに係る契約に伴う保守管理業務

(3) (略)

(契約書の作成)

第133条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、法令で定める措置を講じたときは、同項の規定による契約書の作成及び交換を行つたものとみなす。

(契約書の省略)

第134条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、同項第2号又は第7号に規定する契約を締結する場合において、翌年度以降において支出が予定されるとき又は概算払(外国送金手数料に係るものを除く。)、前金払(同項第2号の契約、会場借上げ契約並びに研修会及び講習会の負担金及び資料代の支払に関する契約に係るものを除く。)若しくは部分払の特約をするときは、契約書の作成を省略することができない。

3 (略)

(入札の公告)

第144条 予算執行職員等は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札期日の前日

(長期継続契約を締結することができる契約)

第132条の2 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年新潟県条例第40号)第1条に規定する企業管理規程で定める契約は、次に掲げる契約とする。

(1) 次に掲げる物品の借上げに係る契約

ア～ウ (略)

エ (略)

オ (略)

カ (略)

キ (略)

ク (略)

ケ (略)

コ (略)

(2) 次に掲げる役務(年間を通じて当該役務の提供を受ける必要があるものに限る。)の提供に係る契約

ア～ウ (略)

(3) (略)

(契約書の作成)

第133条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、法令で定める措置を講じたときは、同項の規定による契約書の作成及び交換を行つたものとみなす。

(契約書の省略)

第134条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、同項第2号又は第7号に規定する契約を締結する場合において、翌年度以降において支出が予定されるとき又は概算払、前金払(同項第2号の契約、会場借上げ契約並びに研修会及び講習会の負担金及び資料代の支払に関する契約に係るものを除く。)若しくは部分払の特約をするときは、契約書の作成を省略することができない。

3 (略)

(入札の公告)

第144条 予算執行職員等は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札期日の前日

から起算して次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期間において県報、新聞又はその他の方法により公告しなければならない。

(1) 予定価格（公告の際に予定価格を定めていない場合にあつては、実施設計額。次号及び第3号において同じ。）が500万円未満の契約 1日以上

(2)・(3) (略)

2 (略)

別表第3（第16条関係）

1 電気事業会計勘定科目

(略)

2 工業用水道事業会計勘定科目

(略)

3 工業用地造成事業会計勘定科目

(略)

4 共通管理勘定勘定科目

資 産

流動資産

款	項	目	節
(略)	(略)		
前払金	物品代 その他前 払金	<u>その他前 払金（本 局）</u> <u>その他前 払金（上 越）</u>	
(略)	(略)		

負 債

流動負債

款	項	目	節
(略)	(略)		
その他流動負債	預り金	源泉徴収 税	<u>源泉徴収 税（本局）</u> <u>源泉徴収 税（上越）</u>
		社会保険 料	社会保険

から起算して次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期間において県報、新聞又はその他の方法により公告しなければならない。

(1) 予定価格が500万円未満の契約 1日以上

(2)・(3) (略)

2 (略)

別表第3（第16条関係）

1 電気事業会計勘定科目

(略)

2 工業用水道事業会計勘定科目

(略)

3 工業用地造成事業会計勘定科目

(略)

4 共通管理勘定勘定科目

資 産

流動資産

款	項	目	節
(略)	(略)		
前払金	物品代 その他前 払金		
(略)	(略)		

負 債

流動負債

款	項	目	節
(略)	(略)		
その他流動負債	預り金	源泉徴収 税	
		社会保険 料	

		(略)	料(本局) 社会保険 料(上越)			(略)	
--	--	-----	------------------------	--	--	-----	--

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。